

## 射水市行財政改革推進会議設置要綱

### （設置）

第 1 条 地方分権時代に対応し、簡素で効率的な財政運営及び市民に開かれた行政運営をより一層進めるため、射水市行財政改革推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第 2 条 会議は、本市における行財政改革の推進に関し、必要な事項を審議し、市長に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

### （構成）

第 3 条 会議の委員は、10 人以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験者並びに経済界及び各種団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

### （任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### （会長等）

第 5 条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### （会議）

第 6 条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員委嘱後最初の会議は市長が召集する。

### （庶務）

第 7 条 会議の庶務は、行政管理部人事課において処理する。

### （その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

2 第 4 条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初の委員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

### 附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。